

研修委員会規定

2002. 5. 31

(目的)

1. 研修委員会は、評価の普及及び評価に関する人材育成に寄与することを目的とする。

(研修委員会)

2. 研修委員会は、10名以内の学会員（委員）から構成され、互選により共同委員長2名を選任する。全ての委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(活動方針)

3. 委員会は、その設置目的を達するために、企画委員会の規定に配慮しつつ、以下の活動を推進する活動を行う。

- 各種研修・セミナーの開催
- 講師の派遣
- 認定制度の検討と設置
- 教材の作成
- 研修プログラムの開発
- その他

(具体的な活動)

4. 具体的な活動については、委員会で検討・作成し、学会会員に公表して活動への参加を募る。

(予算)

5. 委員会の予算については年度の始めに学会理事会に提出し、承認を得る。

以上